

江戸川大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、江戸川大学(以下「本学」という。)において研究活動及びそれに関連する業務に携わる教職員全ての者(非常勤である者を含む。以下「研究者等」という。)が、当該活動に際し遵守すべき事項(以下「遵守事項」という。)及び遵守事項に違反する行為の有無に係る調査等について必要な事項を定めることを目的とする。

(不正行為等)

第2条 研究者等は以下に該当する研究活動に係る不正行為等(以下「不正行為等」という。)をしてはならない。

- (1) ねつ造、すなわち、存在しないデータ及び研究成果等を作成すること。
 - (2) 改ざん、すなわち、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用、すなわち、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
 - (4) その他、「江戸川大学研究活動行動規範」、「江戸川大学における研究活動に係る研究者のガイドライン」、本学諸規程を含む関連法令等に反する行為。
- 2 本学の研究費並びに、国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付される研究費で本学の責任において管理すべきもの(以下「研究費等」という。)を、この規程を含む本学諸規程及び関連法令等に反して使用すること。
- 3 第3条に規定する防止委員会の命令に従わず、又は同委員会の調査を妨害すること。
- 4 第8条第1項の規定による調査申立てをした者に対し、職務上の権限を利用して不利益を与えること。

(不正防止委員会)

第3条 本学の研究活動に係る不正行為を防止・調査するため江戸川大学不正行為防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

(任務)

第4条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不正防止計画の企画、立案、推進、検証に関すること。
- (2) 第10条に規定する調査に関すること。
- (3) 他機関における研究活動に係る不正行為の防止に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
- (5) その他研究活動における不正行為の防止に関すること。

(防止委員会の組織)

第5条 防止委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究推進委員会
 - (2) その他学長が必要と認めた者
- 2 防止委員会の委員長は、原則として学長をもって充てる。

(防止委員会の議事)

第6条 防止委員会は、学長が必要と認めた場合に議事を開くことができる。

- 2 防止委員会の議事は出席した委員の過半数で決する。
- 3 委員長は防止委員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(機関内外からの通報窓口)

第7条 本学に第2条各号に規定する不正行為等についての通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を企画総務課に設置する。

- 2 通報は、学内外の全ての者が行うことができる。
- 3 通報への対応の際は、通報者を保護する方策を講じなければならない。

(通報について)

第8条 第2条各号の規程に違反する事実があると思料するときは、通報窓口に対し通報することができる。

- 2 通報は、書面、電話、電子メール、面談などの手段で自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、不正行為を行ったと疑われる研究者の氏名又はグループ名並びに不正行為の内容及び不正であるとする合理的理由等を可能な限り書面（別紙様式）に明示して行わなければならない。
- 3 匿名の通報があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や通報の内容に応じ、自らの氏名を明らかにして通報した場合に準じて取扱うことができるものとする。
- 4 報道や学会等（以下「報道等」という。）により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、学長は、その内容について報道関係者等へ聞き取り調査等を行い、真偽を判断した上で、第9条に定める調査の要否を決定する。

(予備調査)

第9条 通報窓口に対して前条各項の規定による通報又は報道等（以下「通報等」という。）があったときは、防止委員会は、予備調査委員会を設置して予備調査を実施する。予備調査委員会は、予備調査において、通報者に対し、第2条各号の規定に違反する事実があると思料する根拠の説明又は当該規定に違反する事実の存在を示す証拠の提出を求めることができる。

- 2 予備調査委員会は、以下の構成員によって行う。
 - (1) 研究推進小委員会
 - (2) 学長が必要と認める者（ただし、通報者及び被通報者等と利害関係のある者を除く）
- 3 予備調査委員会は、第1項の規定による説明又は証拠から研究者等につき第2条各号の規定に違反する疑いがあると認めたときは、遅滞なく、防止委員会にその旨を書面にて報告しなければならない。当該規定に違反する疑いがないと認めるときも、同様とする。
- 4 予備調査委員会は、前項の規定による報告をしたときは、その旨を通報者に通知しなければならない。
- 5 予備調査の結果、通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、防止委員会は通報者に所属機関がある場合はその所属長に通知するほか、氏名の公表など必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学長は、通報等の内容の重大性等に鑑み必要があると判断した場合は、予備調査を経ずに第10条に定める研究不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し本調査を行わせることができるものとする。

(本調査の実施)

第10条 防止委員会は、予備調査の結果、通報等の内容に合理性があると判断した場合、又は前条第6項に基づく判断を行った場合は、真相究明のため、調査委員会を設置し本調査を行わせるものとする。

2 調査委員会は、以下の構成員によって行う。

- (1) 各学部から学長が指名する者 2名以上
- (2) 本学事務局から学長が指名する者 2名
- (3) その他学長が必要と認めた者 若干名
- (4) 学長は、当該案件の特殊性に応じた専門的知識を有する者が必要であると認めるときは、専門的知識を有する学内者又は学外者を必要期間委嘱することができる。

3 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に定める委員の中から学長が指名する。

4 調査の実施にあたっては、通報者及び被通報者等と直接利害関係を有しない者が行わなければならない。

5 防止委員会は、調査委員会を設置するときは、その旨を通報者及び被通報者等（以下「調査対象者」という。）へ通知しなければならない。

6 本調査の実施にあたっては、調査委員会は、調査対象者に対して弁明の機会を与えなければならない。

(証拠保全)

第11条 調査委員会が調査を実施する場合、他の方法により事実の適正な認定に必要な資料を入手することが困難であると認めるとき又は事実の適正な認定に必要な資料が隠滅されるおそれがあると認めるときは、次の措置を命ずることができる。

- (1) 調査対象者に対し、調査対象場所を指定し、当該場所に立ち入ることを禁ずること。
- (2) 調査対象者が、利害関係人として調査委員会の指定したものと連絡をとることを禁ずること。
- (3) 指定された調査対象場所から、調査対象者及び防止委員会の指定する者が、調査委員会の指定する物品を持ち出すことを禁ずること。
- (4) 調査対象場所を、期間を定めて閉鎖すること。

2 調査委員会は、前項各号に掲げる命令を発するに当たり、調査対象者に審問することを要しない。ただし、前項第4号の命令を発する場合にあたっては、当該調査対象場所を管理する者の同意を得るものとし、業務の遂行に著しい支障を生ずる場合を除き、同意を拒むことができないものとする。

(調査協力等)

第12条 調査対象者を除く研究者等又は学生を含む本学構成員は、第10条に基づく本調査において、調査委員会から証言又は証拠の提出等の協力を要請されたときは、これに協力するものとする。

(調査協力等への準用)

第13条 防止委員会は、過去に本学に在職した教職員等について、その在職中に第2条第1項及び第2項までの規定に違反した事実の有無について学外の機関から調査を求められた場合又は当該機関が実施する調査への協力を求められた場合において、必要と認めるときは、調査を実施し、又は当該機関の調査に協力することができる。この場合において、第9条から前条までの規定は、その性質に反しない限りにおいて調査又は調査への協力について準用する。

(認定等)

第14条 調査委員会は、調査終了後、調査対象者について第2条各項の規定に違反する事実の有無の認定について、書面で裁定（以下「裁定」という。）しなければならない。

- 2 調査委員会は、違反の事実があるときは、違反の内容、関与者（業者を含む。）及びその関与の度合、当該研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割等について認定するものとする。

(学長等への報告)

第15条 調査委員会は、裁定の結果について学長へ報告しなければならない。

- 2 調査委員会は、裁定において、調査対象者について第2条各項の規定に違反する事実があると認められたときは、調査対象者に対して規定に違反する研究活動の停止を命ずる内容の業務命令を発することの要否について、学長へ報告しなければならない。
- 3 調査委員会は、裁定において、調査対象者について第2条各項までの規定（以下この項において「規定」という。）に違反する事実があると認められたときは、次に掲げる事項の要否について学長へ報告しなければならない。
 - (1) 調査対象者が規定に違反して作成し、又は報告した研究成果に関して、調査対象者が学外の機関から研究費の助成を受け、又は学外の機関に対し研究費の支給を申請していることが判明したときは、その機関に対し違反の事実を通知すること。
 - (2) 調査対象者が規定に違反して作成した研究成果が、国内若しくは国外の媒体に公表されているとき又は公表されることが予定されているときは、公表に関連する機関に対し違反の事実を通知すること。
 - (3) 調査対象者が規定に違反して作成し、又は報告した研究成果に関して、調査対象者が学内の研究費を受けているときは、支給の差止め及び返還を命ずること。
- 4 調査委員会は、裁定において、調査対象者について第2条各項の規定に違反する事実がないとみとめられたときは、調査対象者による研究活動の円滑な再開及び調査対象者の名誉回復のために必要な措置について学長へ報告しなければならない。
- 5 通報者等が研究者等又は学生であり、かつ、当該通報者等が調査対象者につき第2条各項の規定に違反する事実がないこと又は当該事実があると思料するに足りる合理的な根拠がないことを知りながら、第8条の規定による通報をしたことが明らかであると認められるときは、当該通報者等に対する江戸川大学就業規則等による懲戒処分の検討の必要性について、学長に報告すること。
- 6 調査委員会は、調査を実施又は学外機関の調査に協力したときは、その調査結果及び協力内容等について学長へ報告しなければならない。

(処置)

第16条 学長は、前条の報告を受けたときは江戸川大学就業規則等による懲戒処分の検討の必要性を含め必要な処置を決定するとともに、当該決定内容等について、通報者等及び調査対象者に通知するものとする。

(異議申立て)

第17条 研究者等は、前条の処置に対し不服がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に学長に対して書面により異議申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては、1回を限度とする。

- 2 学長は、異議申立てに関する書面を受理したときは、調査委員会に再審議を指示するものとする。
- 3 調査委員会は、前項の指示を受けたときは、再度審議を行い、速やかに審議の結果を

学長に報告するものとする。

- 4 学長は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する処置を決定し、当該研究者等へ通知するものとする。

(守秘義務)

第18条 窓口対応者及び予備調査委員会並びに調査委員会に関する事務を担当する職員は、第15条第5項に規定する措置をとる場合を除き、通報者等の氏名を開示してはならない。

- 2 予備調査委員会並びに調査委員会は、調査に協力した者の氏名その他調査過程において知り得た事項であって、次条の規定により公開されないものについては、他に漏らしてはならない。

(裁定の公開)

第19条 学長は、裁定の概要を公開するものとする。ただし、第2条各項の規定に違反する事実がないと認められたとき並びに個人情報又は知的財産権の保護等不開示に合理的な理由がある場合は、この限りではない。

- 2 裁定において、調査対象者について第2条各項の規定に違反する事実があると認められるときは、調査対象者が調査における審問において陳述した内容を併せて公開しなければならない。

(啓発及び再発防止のための活動)

第20条 防止委員会は、研究者等に対し、本規則の概要について周知させるため、定期的な啓発活動を実施しなければならない。

- 2 防止委員会は、第2条各項の規定に違反する事実の存在を認める裁定があったときは、再発防止のための体制の整備を検討し、個人情報及び知的財産権の保護に支障が生じない範囲において、研究者等に対し、違反行為の概要を周知させ、同種の事件の再発を防止するよう啓発しなければならない。

(関係諸機関との連携等)

第21条 防止委員会は、必要に応じて、同様の任務に従事する学外の機関との間で、研究活動の行動規範の維持向上のため必要な連絡及び協議を行うことができる。

(事務処理)

第22条 通報窓口、防止委員会、調査委員会並びに予備調査委員会の事務は、企画総務課で行うものとする。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て学長が行う。

(細則)

第24条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年3月5日から施行する。

別紙様式

年 月 日

江戸川大学長 殿

所属：
氏名： 印
連絡先：

研究活動に係る不正行為について（通報）

「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」第8条第1項の規定に基づき、下記の研究者の不正行為について明確な合理的理由を添えて通報いたします。

記

1. 不正行為を行ったとする研究者等（グループ）名

所属：
研究者等（又はグループ）名：

2. 不正行為の内容（該当事項について具体的に）

- ①捏造：
- ②改ざん：
- ③盗用：
- ④研究費の不正使用：
- ⑤その他の不正行為：

※①～③において、既に論文として公表している場合には、論文名も記載すること。

3. 不正であるとする合理的理由（根拠資料を添付して提出のこと。）

4. 不正行為が発生した日時・場所

5. 秘匿を希望する事項

以上